

平成19年度決算に係る県内市町の健全化判断比率等(確定値)について

1 健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
 一般会計等(普通会計の範囲に相当)の実質赤字の標準財政規模に対する比率
 早期健全化基準以上の団体はない。
 全ての市町において黒字。
- (2) 連結実質赤字比率
 公営企業会計等を含めた全会計の実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率
 早期健全化基準以上の団体はない。
 連結実質赤字が生じた団体 穴水町 11.1%
- (3) 実質公債費比率
 一般会計等が公営企業会計等を含めて負担している公債費などの標準財政規模に対する比率(3年平均)
 早期健全化基準以上の団体はない。
 市町平均 14.3%
- (4) 将来負担比率
 一般会計等が公営企業及び損失補償を行っている公社・三セク等を含めて将来負担する可能性のある債務等(将来負担額)の標準財政規模に対する比率
 早期健全化基準以上の団体はない。
 市町平均 163.4%

2 公営企業に係る資金不足比率

公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模(営業収益 - 受託工事収益)に対する比率

資金不足が生じた公営企業会計 4団体6会計(全会計23団体107会計)
 経営健全化基準以上 3団体4会計

市町名	公営企業会計名等	比率
輪島市	国民宿舎事業会計(輪島荘)	52.4%
白山市	観光事業特別会計(スキー場)	245.7%
穴水町	病院事業会計(公立穴水総合病院)	33.3%
	国民保養センター特別会計(キャッスル真名井)	737.0%

【資料】

市町別健全化判断比率の状況
 公営企業会計別資金不足比率の状況
 制度概要

別紙1
 別紙2
 別紙3・4

市町別健全化判断比率の状況

(単位:%)

市 町 名	実質赤字比率			連結実質赤字比率			実質公債費比率			将来負担比率	
	比率	早期健全 化基準	財政再生 基準	比率	早期健全 化基準	財政再生 基準	比率	早期健全 化基準	財政再生 基準	比率	早期健全 化基準
金 沢 市	-	11.25	20.00	-	16.25	40.00	9.4	25.0	35.0	133.3	350.0
七 尾 市	-	12.53	20.00	-	17.53	40.00	20.1	25.0	35.0	229.4	350.0
小 松 市	-	12.17	20.00	-	17.17	40.00	14.5	25.0	35.0	224.8	350.0
輪 島 市	-	13.08	20.00	-	18.08	40.00	19.4	25.0	35.0	273.2	350.0
珠 洲 市	-	14.10	20.00	-	19.10	40.00	20.9	25.0	35.0	133.3	350.0
加 賀 市	-	12.60	20.00	-	17.60	40.00	15.4	25.0	35.0	129.0	350.0
羽 咋 市	-	14.33	20.00	-	19.33	40.00	16.4	25.0	35.0	232.5	350.0
か ほ く 市	-	13.54	20.00	-	18.54	40.00	16.2	25.0	35.0	170.1	350.0
白 山 市	-	11.85	20.00	-	16.85	40.00	20.0	25.0	35.0	196.3	350.0
能 美 市	-	12.99	20.00	-	17.99	40.00	11.3	25.0	35.0	79.9	350.0
川 北 町	-	15.00	20.00	-	20.00	40.00	16.7	25.0	35.0	75.4	350.0
野 々 市 町	-	13.58	20.00	-	18.58	40.00	9.9	25.0	35.0	46.0	350.0
津 幡 町	-	13.76	20.00	-	18.76	40.00	19.7	25.0	35.0	171.1	350.0
内 灘 町	-	15.00	20.00	-	20.00	40.00	14.5	25.0	35.0	113.3	350.0
志 賀 町	-	13.12	20.00	-	18.12	40.00	14.6	25.0	35.0	135.1	350.0
宝 達 志 水 町	-	14.98	20.00	-	19.98	40.00	18.7	25.0	35.0	293.6	350.0
中 能 登 町	-	14.30	20.00	-	19.30	40.00	15.8	25.0	35.0	194.8	350.0
穴 水 町	-	15.00	20.00	11.10	20.00	40.00	21.4	25.0	35.0	220.7	350.0
能 登 町	-	13.51	20.00	-	18.51	40.00	21.1	25.0	35.0	208.9	350.0
県内市町平均							14.3			163.4	

早期健全化基準	財政規模に応じて11.25%～15%	財政規模に応じて16.25%～20%	25%	350%
財政再生基準	20%	40% (経過基準) H21・H22 : 40% H23 : 35% H24 ~ : 30%	35%	-

公営企業会計別資金不足比率の状況

経営健全化基準	20%
---------	-----

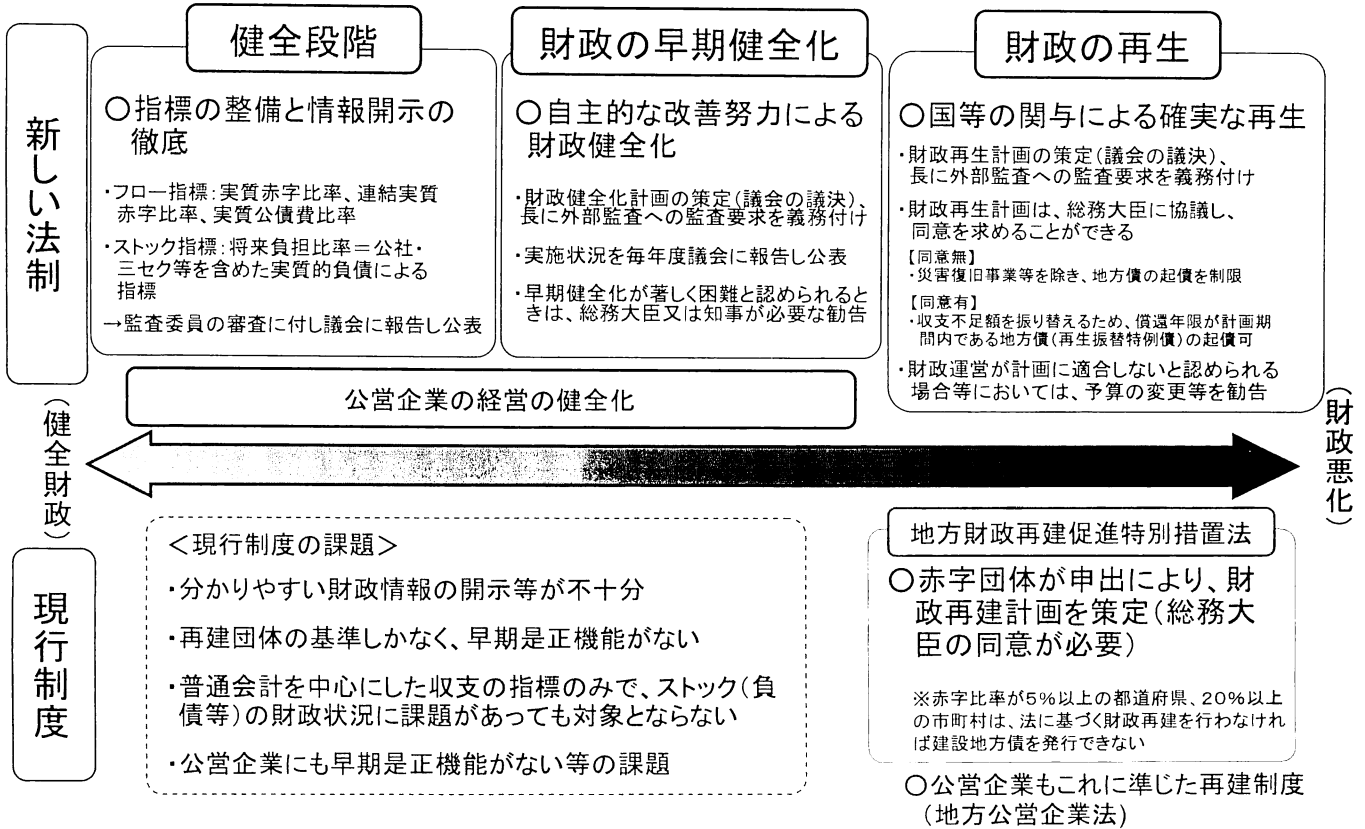
(単位: %)

団 体 名	特別会計	資金不足比率	団 体 名	特別会計	資金不足比率		
金 沢 市	ガス事業特別会計	-	白 山 市	温泉事業特別会計	-		
	水道事業特別会計	-		宅地造成事業特別会計	-		
	発電事業特別会計	-		工業団地造成事業特別会計	-		
	工業用水道事業特別会計	-		能 美 市	水道事業会計	-	
	公共下水道事業特別会計	-			工業用水道事業会計	-	
	中央卸売市場事業特別会計	-			市立病院事業会計	-	
	公設花き地方卸売市場事業特別会計	-			公共下水道事業特別会計	-	
	病院事業特別会計	-		農業集落排水事業特別会計	-		
	農村下水道事業費特別会計	-		温泉事業特別会計	-		
	工業団地造成事業費特別会計	-		川 北 町	簡易水道特別会計	-	
市街地再開発事業費特別会計	-	農業集落排水特別会計	-				
住宅団地建設事業費特別会計	-	野 々 市 町	水道事業会計	-			
			下水道事業特別会計	-			
七 尾 市	水道事業会計	-	津 幡 町	病院事業会計	-		
	簡易水道事業特別会計	-		水道事業会計	-		
	下水道事業特別会計	-		簡易水道事業特別会計	-		
	観光施設事業特別会計	-		公共下水道事業特別会計	-		
	公設地方卸売市場事業特別会計	-		農業集落排水事業特別会計	-		
	分譲宅地造成事業特別会計	-					
小 松 市	水道事業会計	-	内 灘 町	水道事業会計	-		
	国民健康保険小松市民病院事業会計	-		公共下水道事業特別会計	-		
	簡易水道事業特別会計	-		新エネルギー事業特別会計	-		
	公共下水道事業特別会計	-	志 賀 町	水道事業会計	-		
	農業集落排水事業特別会計	-		病院事業会計	-		
	工業団地造成事業特別会計	-		簡易水道事業特別会計	-		
輪 島 市	病院事業会計	8.0	宝 達 志 水 町	公共下水道事業特別会計	-		
	国民宿舎事業会計	52.4		農業集落排水施設事業特別会計	-		
	水道事業会計	-		地域し尿処理施設整備事業特別会計	-		
	公共下水道事業特別会計	-		水道事業会計	-		
	特定環境保全公共下水道事業特別会計	-		下水道事業会計	-		
	農業集落排水事業特別会計	-		国民健康保険志雄病院事業会計	-		
	漁業集落排水事業特別会計	-		中 能 登 町	水道事業会計	-	
	浄化槽事業特別会計	-			下水道事業特別会計	-	
	臨空産業団地造成事業特別会計	-			分譲宅地造成事業特別会計	-	
	臨海土地造成事業特別会計	-		穴 水 町	病院事業会計	33.3	
		水道事業会計	-				
珠 洲 市	病院会計	-	能 登 町	国民保養センター特別会計	737.0		
	水道会計	-		ゴルフ練習場特別会計	-		
	下水道事業特別会計	-		公共下水道特別会計	-		
	農業集落排水事業特別会計	-		病院事業会計	10.0		
	国民宿舎事業特別会計	-		水道事業会計	-		
加 賀 市	水道事業会計	-	公共下水道事業特別会計	-			
	病院事業会計	-	農業集落排水事業特別会計	-			
	下水道事業特別会計	-	漁業集落排水事業特別会計	-			
	土地区画整理事業特別会計	-	浄化槽整備推進事業特別会計	-			
羽 咋 市	水道事業会計	-	七 尾 鹿 島 広 域 圏 事 務 組 合	簡易水道事業特別会計	-		
	千石簡易水道特別会計	-		観光施設特別会計	-		
	公共下水道事業特別会計	-		羽 咋 郡 市 広 域 圏 事 務 組 合	病院事業会計	-	
	特定環境保全公共下水道事業特別会計	-			公立羽咋病院事業会計	-	
	農業集落排水事業特別会計	-			南 加 賀 広 域 圏 事 務 組 合	南加賀広域圏事務組合	-
	浄化槽事業特別会計	-				公設地方卸売市場特別会計	-
か ほ く 市	水道事業会計	-	白 山 石 川 医 療 施 設 組 合	公立松任石川	-		
	下水道事業会計	-		中央病院事業会計	-		
白 山 市	水道事業会計	-		公立つぎ病院事業会計	-		
	工業用水道会計	-					
	簡易水道事業特別会計	-					
	下水道事業特別会計	-					
	観光事業特別会計	245.7					

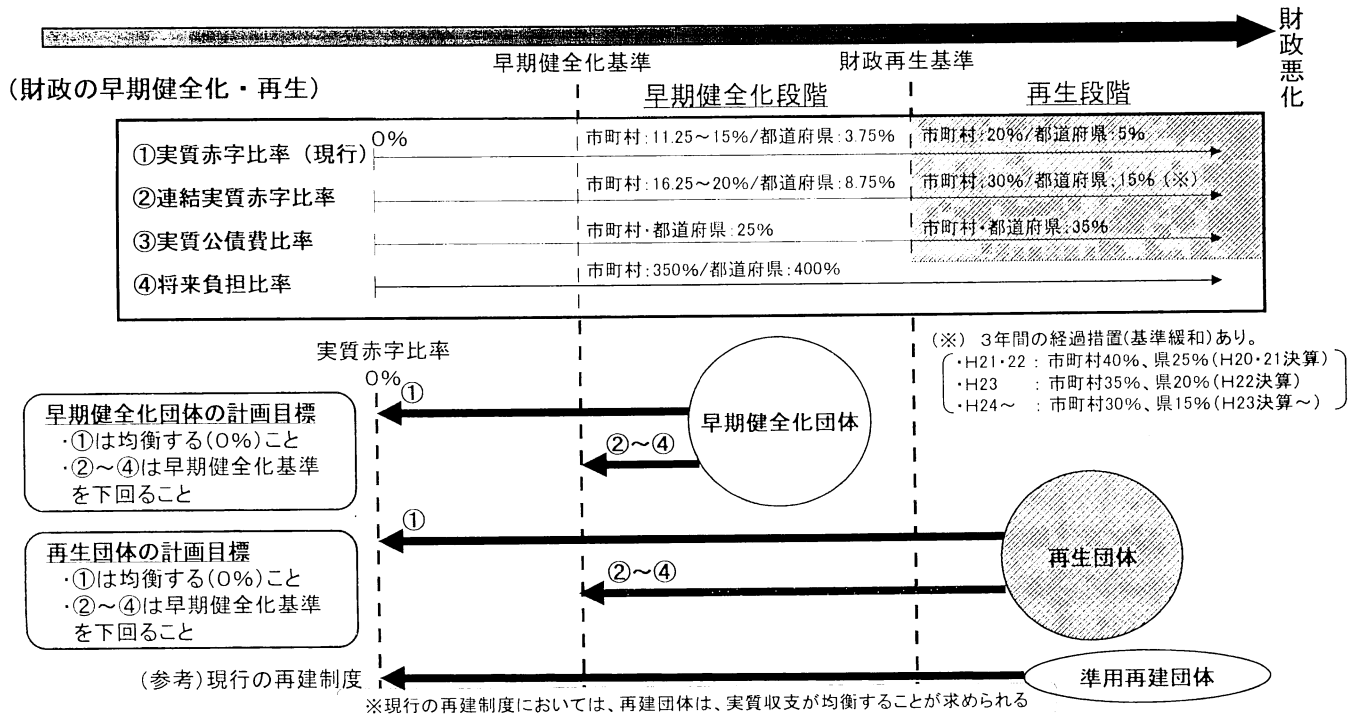
(23団体107会計)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

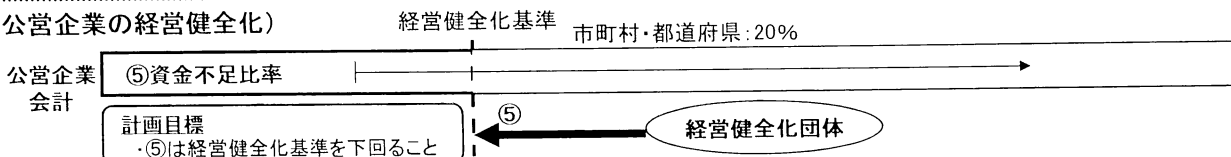
(指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用)



財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営健全化のイメージ



(公営企業の経営健全化)



各比率の算式

1 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

標準財政規模：地方税、普通交付税などの毎年度経常的に収入される一般財源（使途の特定されていない財源）のことで、各地方公共団体の標準的な財政規模を示すもの

2 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

3 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

準元利償還金：一般会計等（普通会計の範囲に相当）から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還財源に充てたと認められるもの
 ・組合への負担金・補助金のうち、組合が起こした地方債の償還財源に充てたと認められるもの
 ・債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの 等

4 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

将来負担額：地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額（公債費に準ずるもの）、公営企業への繰出見込額（公債費分）、退職手当の負担見込額、設立法人の負債額等の負担見込額（損失補償等による負担）、連結実質赤字額 等

5 資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}(\text{営業収益} - \text{受託工事収益})}$$

各比率の対象範囲

会計区分		主な会計区分等					
一般会計等		一般会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
		ケーブルテレビ					
		墓地公苑					
		公共用地先行取得					
公営事業会計	公営企業	水道	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
		簡易水道					
		病院					
		下水道					
		宅地造成					
		観光					
	収益事業	競馬					
	その他	国民健康保険 介護保険					
一部事務組合等	一部事務組合・広域連合	一般廃棄物処理	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
		し尿処理					
		病院					
		消防					
	地方公社	土地開発公社					
第三セクター							